

2016年も残すところ、あと1カ月ほどとなりました。年末になると毎年感じるのですが、今年も本当にあっと いう間の1年だったなと感じます。しかし、それだけ充実した日々を過ごしているということだと思えば、むし ろ感謝するべきなのかも知れません。また、年末になると世間もせわしなくなりますが2016年、残りあと1ヶ月 を大切に過ごしていきたいと思います。そして、これからの時期は風邪やインフルエンザも流行りますので、予 防を常日頃から心がけていきたいですね。

話は変わりまして、いよいよ「年末調整」の時期となりました。1年の中でも特に重要で大変な事務作業の一 つとなります。年末調整と聞いて、一気にテンションが下がった方もいるのではないでしょうか?

わたくしも、相事務所で行う年末調整は初めてとなりますので、少しでも不安な心境を取り除くため、少し前 に渋谷区で開催されました「年末調整説明会」に行ってきました。その時に「年末調整のしかた」というパンフ レットをいただいたのですが、ぎっしりと細かい文字で埋め尽くされており、役所が作成する書類はどうしてこ うも複雑で分かりづらいのだろうと、タメ息をついてしまいました。きっと皆さんも同じかと思います。

また、今回の年末調整で特に留意する点ですが、通勤手当の非課税限度額が10万から15万に引き上げられまし た。なお、懸念されておりましたマイナンバーの記載ですが、「保険料控除申告書」、「配偶者特別控除申告 書」、「住宅借入金等特別控除申告書」は、平成28年4月以後に提出するものには記載不要です。

12月支給の給与に年末調整の精算額を反映させる「給与年調」ですと、今の時期が皆さん1番忙しいかと ます。なにより細かい作業が多いので、わたくしもミスがないよう気を引き締めて挑みたいと思います。







## ●「はんぺん」を甘くみてはいけない!!

日に日に寒さが厳しくなってきた、こんな季節には 温かい「おでん」が食べたくなりますね。

おでんの具に何をいれるかは、各家庭によって違う かと思いますが、大根、こんにゃく、ちくわ等の定番 のひとつに「はんぺん」があります。実は私はこの 「はんぺん」おでんの中に入れると大きく膨張するこ とや、味気ない感じがしてあまり好きではありません 神権のの神権の一部権 でした。

ところが、先日ある「はんぺん」を食べてから、大 好物へと変わりました。しかも、ただのおでんの具に 使うだけでは勿体無いくらいの「はんぺん」です。

それは、日本橋の名店「神茂(かんも)」のもの、 まっ白なすり身のふわふわの「はんぺん」で、職人さ んの手づくりです(加工されたものも販売されていま す)。

何種類かの食べ方があったので、それぞれ試してみ ることにしました。まずは、生のまま、わさびじょう ゆでいただきます。魚の風味が豊かでふわっとして、

それでいてしっとりした舌触りです。

次にオーブントースターで表面だけを焼いて軽く焦 げ目をつけ、塩もしくはわさび醤油でいただきます。 例えるなら、焼いた河豚の白子のような食感でしょう か。私は生よりこちらのほうが、より魚の風味が増し たようで、美味しくいただけました。

そして、最後にその日のメインのおでんの具として いただくことに。すぐに膨らむので、おでんの全ての 具が完成してから投入します。この「はんぺん」には、 ふわふわで中に泡のような空洞があるため、すぐに味 ★ が染み込みます。おでんの鰹昆布だしを含んだ柔らか いはんぺんもまた絶妙な美味しさでした。



私、「はんぺん」を甘く みておりましたことを反 省いたします。皆様も 是非いろんな食べ方を試 してみてください。

\*写真はお借りしたものです

#### **Member's Voice** 「来年の干支は」

「元日の朝、新年の挨拶に出かけて来い。一番早く来た者から十二番目の者までは、順にそれぞれ一年の間、 動物の大将にしてやろう」と神様が動物たちにお触れを出し、その到着順が今の十二支になったというおとぎ話。 なんともファンタジーあふれる童話ですね。

そういえば、人事基礎講座を担当している「シロ」が十二支にいないのは、一番最初に着いたねずみに、一日 違う日を教えられて出かけたからだとか。そのため神様の怒りに触れ、顔を洗って出直して来い! となったので、猫は顔を洗うんだそうです。シロ、残念だったね。来年も反省しながらがんばって! ということで、来年の干支は「酉」ですね。年男年女のみなさま、さらにハッピーな一年になり ますように祈念申し上げます。

今年も残すところ一か月となりました。今年も大変お世話になりありがとうございました。 来年も引き続きご厚情を賜りますよう、よろしくお願いします。よいお年をお迎えください。

# This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

こんたくと

2016



#### 【今月号のLINE UP】

- ・ <特集> 成年後見制度について
- ・ネコでもわかる人事労務基礎講座
- ・経営者のための「9つの力」「効果的な外国人雇用とは」
- ・新入社員の奮闘記「年末調整がやってきた!!」
- ・ぶらりゆらり大人の 休日「はんぺん」
- · Member's Voice「来年の干支は」

#### 新宿花園神社(2016.11.23)

毎年酉の市で大きな賑わいを見せる新宿花園神 社。今年は二の酉まで、しかも祝日にあたったと いうこともあり、夕方はかなりの人出でした。

今年一年のお礼と、新年に向けての心構えをこ めてお詣りしてきました。本当は、商売繁盛の下 心がメインかもしれませんが♪

# AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、 適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします



# 社会保険労務士法人 相事務所

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352URL http://www.sr-aijimusho.co.jp / Email info@sr-aijimusho.co.jp

急速に進む少子化と核家族化によって、家庭や地域で解決されてきた高齢化社会への対応、障害者福祉の実現は曲がり角 を迎え、転換を迫られています。近年、その代替方法として注目されているのが成年後見制度です。自治体や専門家団体等 が担い手の育成に動いている一方、「耳にはするけど、ピンとこない」という声も聞きます。どんな制度なのでしょうか?

#### ●成年後見制度の歴史と現状

成年後見制度の前身は「禁治産・準禁治産制度」と呼ばれるものです。家庭裁判所が心神喪失者や心神耗弱者・ 浪費者を対象に禁治産・準禁治産宣告をすることで後見人や保佐人を置く制度でした。しかし定型的に法定宣告が なされるため各人のニーズに応える制度としては不十分でした。折りしも介護保険制度も「措置から契約」への の旗印の下、利用者自らの選択によって必要なサービスを受ける制度への衣替えが求められていました。 そこで平成12年、成年後見制度と介護保険法が同時にスタートして「車の両輪」と位置づけられました。

#### 車の両輪(成年後見制度と介護保険制度)

禁治産・準禁治産制度



● 自己決定の機会の実現

- 本人意思の尊重
- 現有能力の最大活用

介護福祉制度



- 措置から契約
- 利用者自らサービスを選択
- 介護事業者のサービス向上

## 潜在的需要は数百万人!?

最高裁判所の統計によると平成27年12月末日時点の成年後見制度 の利用者は約19万人となっています。一方、成年後見が必要な人は 人口の1%といわれており、潜在的な高齢者・障害者で推計すると数 百万人に達するともいわれています。

潜在的需要 約数百万人

#### ●成年後見制度の類型

成年後見制度はまず「法定後見」と「任意後見」に分かれます。法定後見は判断能力が既にないか不十分な場合 に申立に基づき家庭裁判所(家裁)が後見人等を選任します。任意後見は本人が判断能力があるうちに将来に備え て契約しておくものです。法定後見は本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」に細分されます。

成年後見

法定後見 (民法)

後見:判断能力が全くない

保佐:判断能力が著しく不十分

補助:判断能力が不十分

任意後見:判断能力があるうちに契約 (任意後見契約による法律)

## ちょこっとメモ

#### 【愚行権】

例えば喫煙のように、 他人から見ると不利益 なことでも本人の意思 を尊重する権利です。 成年後見制度には、 ノーマライゼーション の理念があります。

#### ●問答有用Q&A 【Q】成年後見人の業務とは何ですか?また委任する場合どこに相談すればよいですか?

【A】成年後見業務というと、身の回りの世話から日 常生活全般にわたって面倒をみるというイメージを持 つ方がいるかもしれません。しかし成年後見人が行う 業務は「財産管理」と「身上監護」です。

財産管理は、成年被後見人の財産を管理することで すが、高額な商品を契約するとき、必要に応じ追認や 取消しを行いながら、日用品の購入などは本人の意思 を尊重して、成年後見人は日々の入出金を管理します。

身上監護は、成年被後見人が介護サービスの利用を 希望したときに代わりに事業者を選定して契約を締結 する、といったような業務です。実際の身辺の世話は あくまで事業者の業務範囲です。

成年後見を委任する場合、市の社会福祉協議会が 窓口になっています。弁護士や司法書士、社労士等の 専門家を希望する場合には、十業ごとに社団法人等を 設けています。相談されてみてはいかがでしょうか。

人物

# ネコでもわかる人事労務基礎講座

シロ(猫)⇒昔、河原に捨てられているところをおじ いさんに拾われて以来なついてしまった。キャットフー ドを扱う会社に入社し、恩返しすべく日々奮闘中。

## ●派遣法改正って何が変わったの?

シロ「ムシャムシャ…モグモグ…、、 クークースピースピーグースカピー!スヤスヤZzz!」 おじ「これこれシロや、食事中じゃぞ!居眠りしたらい ダメじゃ!食べるか眠るかどちらかにしなさい!」 シロ「そうだね…明日も休日出勤だし…年内に終わらせな きゃいけない仕事もいろいろ溜まってるしね…、ふうー… た期間だけして、プライベートをもっと充実させたいよ…」 おじ「うーむ…派遣といえば去年、労働者派遣法 が改正されて、制度が大きく変わったな。」 シロ「えっ!変わったってどんなふうに!?」√ おじ「まずその説明の前に、今回の改正前まで存在」 していた①一般派遣と②特定派遣について説明しよう。 ①一般派遣とは、登録制の派遣で、派遣先が見つかった時だけ るのには多くの条件を満たさなければならんのじゃ!!

おじいさん⇒元社労士事務所の代表。

現在は息子に事務所を任せてのんび

りと年金生活を送っている。

用関係が終了するものじゃ。②特定労働者派遣とは、仕事があ 小難しい話だなぁ…もう相槌打つのも面倒くさくなってきた…) | もので、派遣先の仕事が終了しても自社に戻して就労させるか、㎡以上の広さがある事務所、教育訓練制度・キャリアコンサル 新たな派遣先にて就労してもらうというものじゃ。」 🔷 ティング制度の導入、5年ごとの更新etc… (派遣事業が1か所

シロ「ってことは…派遣先がないときは給料が出ない 一般派遣より、特定派遣のほうが安定して働けていいね!」 シロ「Zzz …ムニャムニャ… もう食べられないよ…スピー

🧳 おじ「そうじゃな。そのため今までは、派遣元の企業が事業とし て一般派遣を行う場合、要件の厳しい『許可制』に対し、特定派 遣は雇用関係が安定しているという観点から、要件の緩やかな 『届出制』で可能じゃった。しかし、この制度を悪用し、常時時 シロ「…ムニャムニャ・・ゴシゴシ・・・ファーァ・・・ネムー」 雇用が前提のはずの特定派遣で、有期雇用の繰り返しが起こり、 おじ「よっぽど疲れとるんじゃのう…今日はもう寝なさい…」 仕事がないという理由で契約を切られるなど、派遣労働者の立場 が不安定になりつつあったので、今回の改正で、特定派遣と一般 派遣の区分が廃止され、すべて『許可制』になったのじゃ。」 あ~あ…派遣社員にでもなって、決められた仕事を、決められ シロ「えぇっ…じゃあまだ許可を取っていない特定派遣業だけ をしていた企業は、改正後はもう派遣業はできなくなるの? | おじ「いや、経過措置としてH27.9/30時点で届出により特定 派遣業を営んでいた場合には、3年後のH30.9/29までは、これ までと同じようにできるが、その後も派遣事業を続けるには、 、新たな基準に沿った許可を取らなければならん。しかし、届出 さえ出せばすぐに始められた特定派遣とは違い、この許可を取 雇用契約を結んで、派遣先の仕事が終了すれば、その時点で雇 シロ「ふーん…で…その条件って…(ファーァ…眠いのになんだか) るときだけ雇用契約を結ぶのではなく、派遣元の企業に契約社 おじ「資産-負債2,000万円×事業所数以上、現金・預金1,500 員や正社員として常時雇用している労働者を派遣先に派遣する 万円×事業所数以上、資産-負債が負債総額の7分の1以上、20

の小規模事業については暫定的な緩和措置もあり)」

福島

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえておくと、きっと社長の力になれる!というものをピック アップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

経営者のための「9つの力」

#### ● 労務管理力⑥ 「効果的な外国人雇用とは」

労働力人口減少の中、非正規、女性、高齢者雇用に ついて検討してきましたが、残された雇用形態として 「外国人雇用」もあげられます。

外国人雇用というと、飲食系やサービス業でのアル バイト雇用が日常生活の中では目立ちますが、そう いった方たちは「資格外活動」という許可による制限 がある中で働いています。本来、日本に来た目的以外 のことで働いているというものです。本来の目的があ るため、労働時間も1週間あたり28時間以内と決めら れており、それ以上働かせると違法となってしまいま す。外国人を雇用している事業主さんの中には、採用 しないと経営できない、外国人に頼らざるを得ないと いう状況も裏側にはあるといえますが、慢性的な人員 不足を補うには必要な手段であるともいえます。

しかし、これからは高度外国人に注目する必要もあ りそうです。

一般的に週40時間勤務できる方は、永住者であった り、専門的知識や技術的分野のスキルを持つ人であっ たり、技能実習生などと限定されています。こういっ た、専門的・技術的分野の外国人は着実に増加してお り、10年前と比較しても2倍以上に増えています。

外国人雇用は、コミュニケーションの面においても 難しいイメージもありますが、そのための能力開発も 必要でありますし、外国人ならではの役割を担っても らうことを明確にすることで、グローバル化も図れる かもしれませんし、何かの特性を見出すことができ、 会社の生産性アップに貢献してくれるかもしれません。

となると、外国人留学生の存在も気になるところで す。日本に興味をもってきている若者に日本で働くこ とが素晴らしいことを理解してもらうことで、いい効 果が表れることも期待したいところです。